

埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度認証審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度（以下「認証制度」という。）における認証基準への適合状況等について、必要な審査を行うため、埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度認証審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、認証基準への適合状況及び認証取消要件への該当について審査する。

(構成委員等)

第3条 委員会は、別表の団体等を代表する者をもって構成する。

- 2 委員会には議長を置く。議長は福祉部高齢者福祉課長の職にある者とする。
- 3 議長又は委員が出席できない場合は、あらかじめ議長又は委員が指名する者がその職務を代理することができる。

(開催等)

第4条 委員会は、議長が招集し、開催する。

- 2 委員会は、前条に掲げる者のほか、議長が必要と認める者を招集して行うことができる。
- 3 議長は、特に緊急の必要があると認めるときは、文書その他の方法により委員に意見等を求め、委員会の開催に代えることができる。この場合において、議長はその結果を次の委員会に報告しなければならない。

(定足数等)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会における表決は、出席委員の過半数で決し、同数のときは、議長が決する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福祉部高齢者福祉課に置く。

(秘密の保持)

第7条 高齢者福祉課長は、会議の議事のうち必要に応じて、公表しない事項を定めることができる。

- 2 委員は、会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(その他)

第7条 その他、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月11日から施行する。

別表

- ・ 埼玉県介護福祉士会
- ・ 埼玉県介護福祉士養成校連絡協議会
- ・ 埼玉県介護老人保健施設協会
- ・ 埼玉県在宅福祉連絡協議会
- ・ 埼玉県社会福祉協議会
- ・ 埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター
- ・ 埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会
- ・ 埼玉県老人福祉施設協議会
- ・ 埼玉労働局職業安定部職業安定課

(五十音順)